

第2編 地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画

第1章 府中市の地域福祉を取り巻く現状と課題

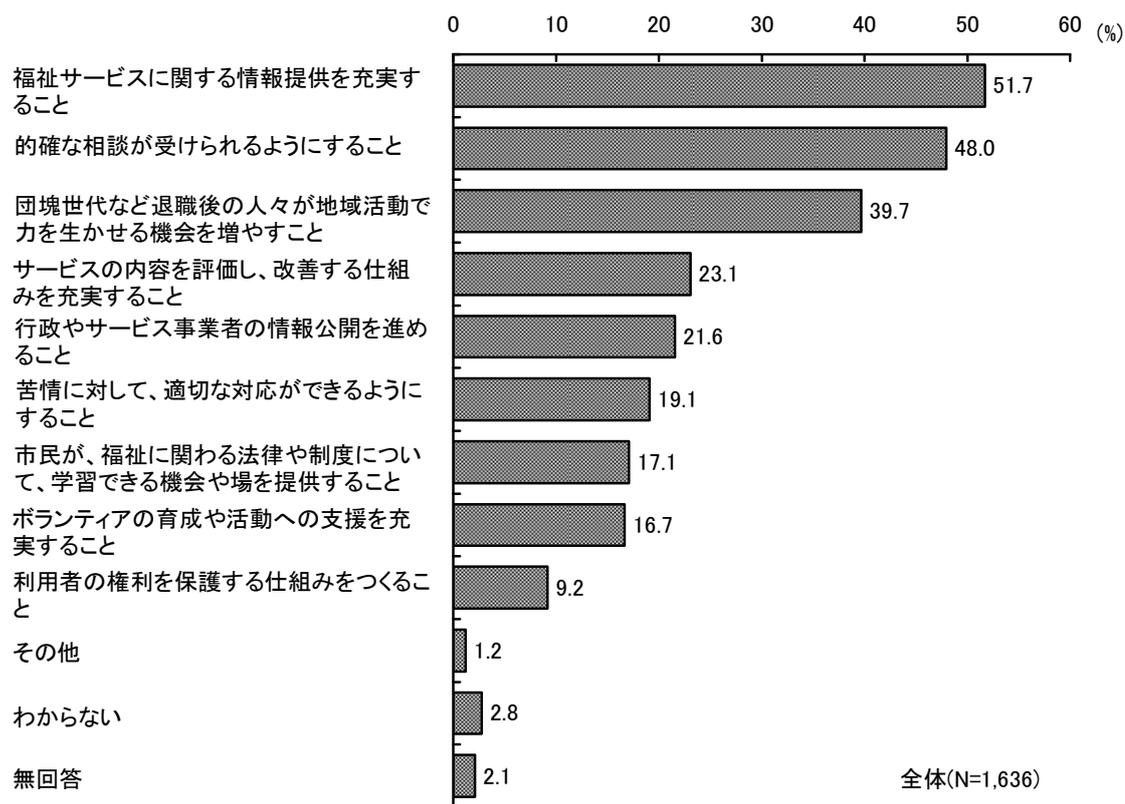
第1章 府中市を取り巻く現状と課題

1 アンケート調査からみた現状

(1) 利用者本位の福祉

利用者本位の福祉を実現するために、市が優先して取り組むべき施策については、「福祉サービスに関する情報提供を充実すること」という回答が最も多く、つづいて「的確な相談が受けられるようにすること」、「団塊世代など退職後の人々が地域活動で力を生かせる機会を増やすこと」が上位にあげられています。

図表 市が優先的に取り組むべき地域福祉サービス（複数回答（3つまで））



資料:平成20年府中市福祉計画(地域福祉)調査

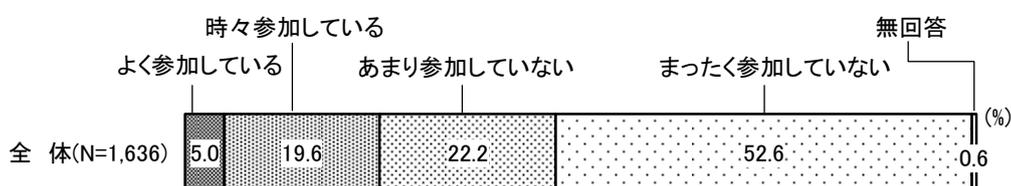
(2) 市民の協働による地域福祉

①地域活動への参加

地域活動やボランティア活動、居住地域の行事への参加状況は、半数以上が「まったく参加していない」と回答しています。「よく参加している」、「時々参加している」を合わせると、参加しているのは2割強となっています。

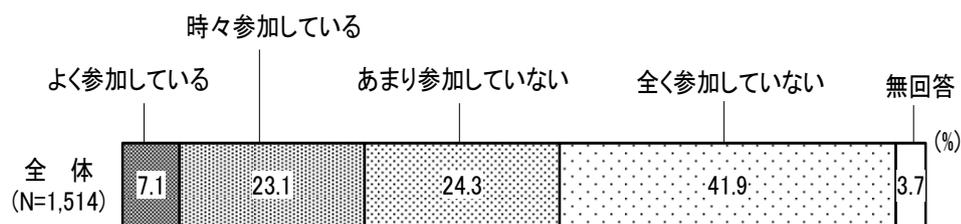
平成13年度調査と比較すると、「全く参加していない」割合は増えており、地域離れが進んでいる様子がうかがえます。

図表 地域活動への参加状況



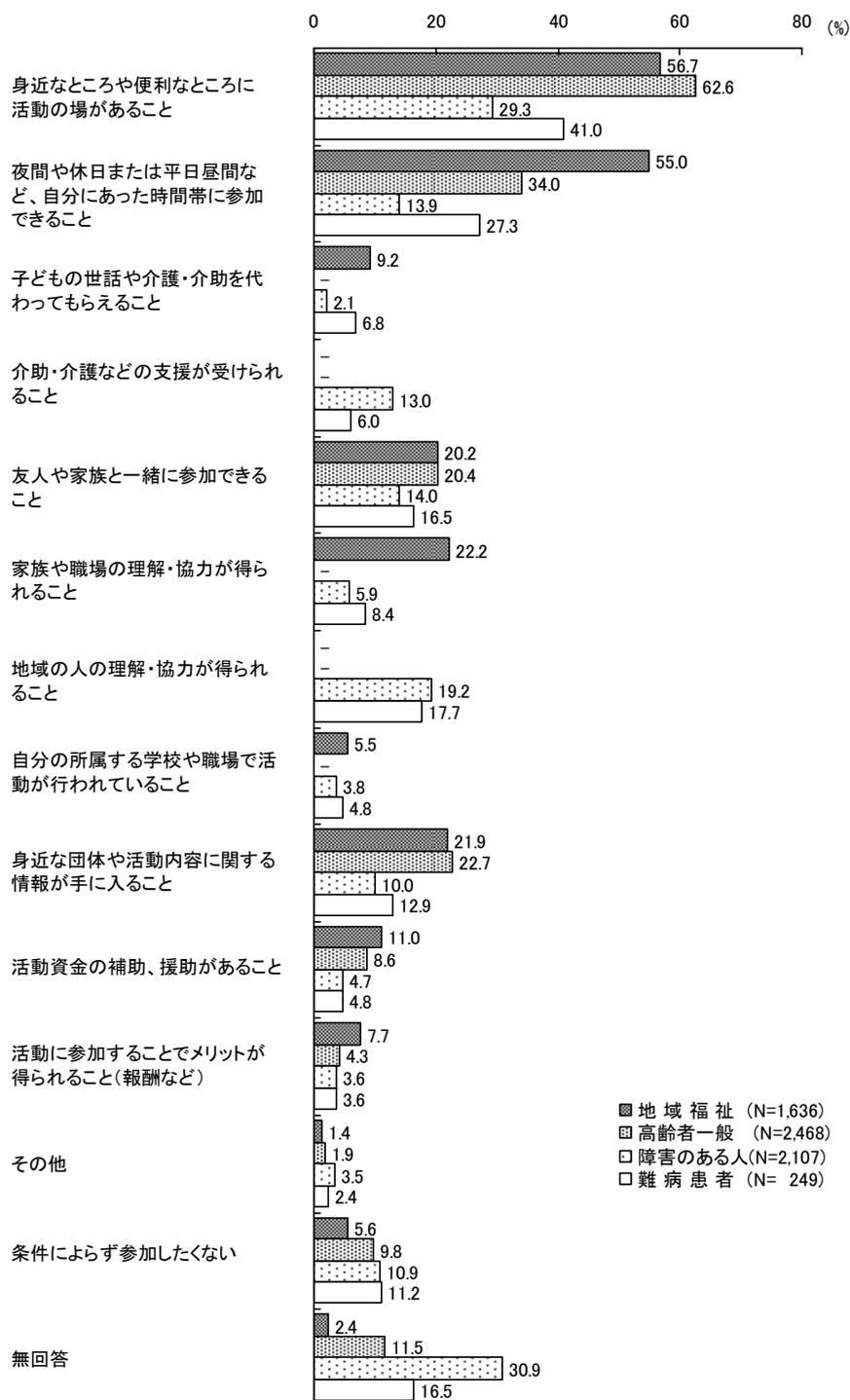
資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

解説 《前回(平成13年度調査)との比較》



地域活動を行う上で必要な環境・条件については、「夜間や休日または平日の昼間など、自分にあった時間帯に参加できること」、「家族や職場の理解・協力が得られること」が多くなっています。

図表 地域活動を行う上で必要な環境・条件（複数回答）



資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

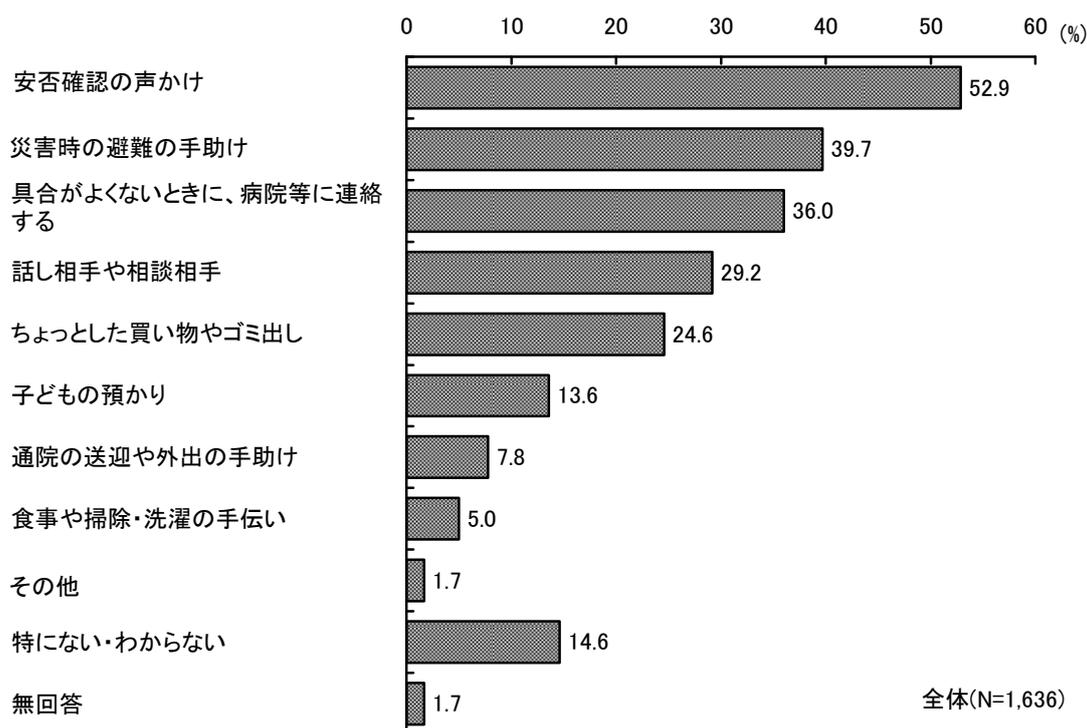
②市民の協働による地域福祉

市民が身近な地域で安心して暮らし続けていくためには、市民の助け合いや支え合いが必要です。

市内には、約400の町内会・自治会があり、全体で7万以上の世帯が加入しています。また、社会福祉協議会を中心に、地域における住民相互の見守り・助け合い活動の実現を進めるための小地域ネットワークづくりが進められています。

アンケート調査では、子育て家庭、高齢者や障害のある方に行いたい手助けについて、「安否確認の声かけ」、「災害時の避難の手助け」、「具合がよくないときに病院等に連絡する」が上位にあげられています。

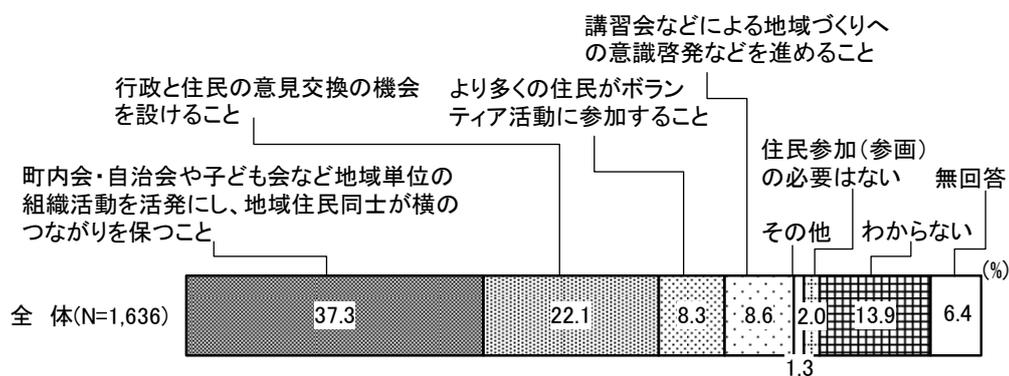
図表 子育て家庭・高齢者・障害者に行いたい手助け（複数回答）



資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

福祉を充実するための住民参加（参画）の方法については、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」が最も多く、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が続いています。

図表 福祉を充実するための住民参加（参画）の方法



資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

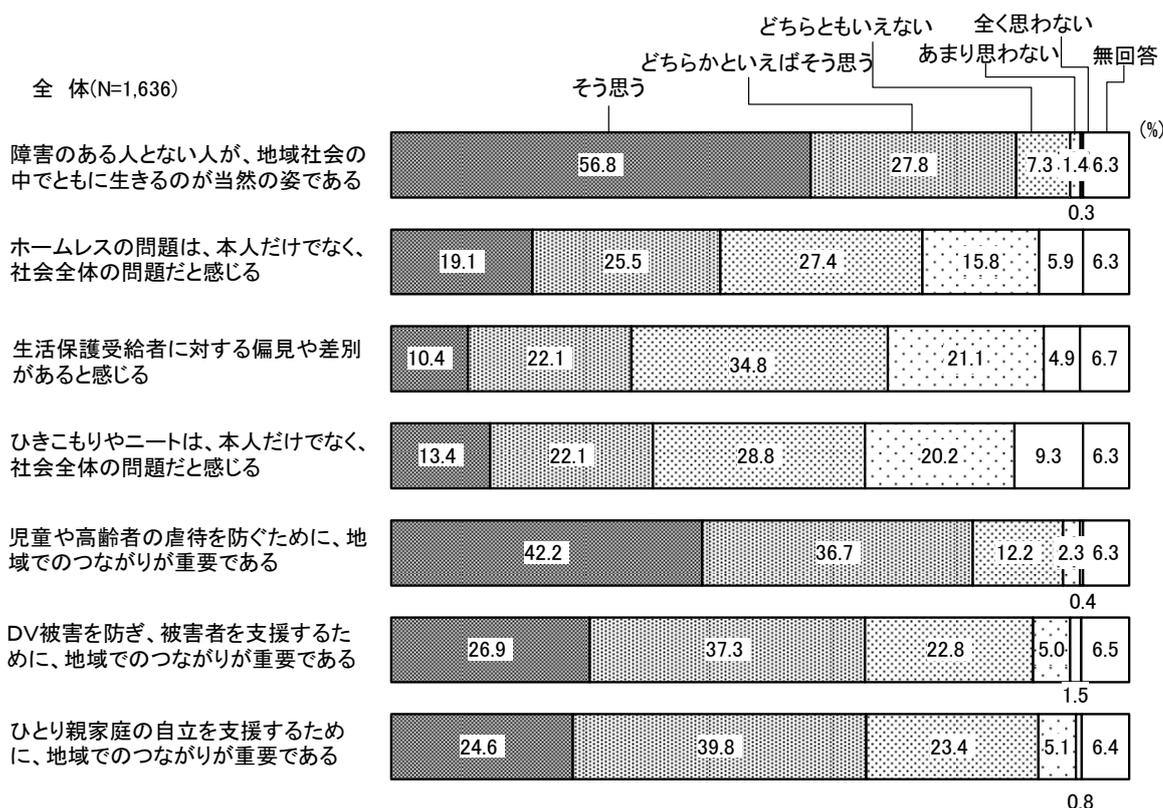
(3) 新たな福祉課題への対応

近年、高齢者虐待、児童虐待、ひとり暮らし高齢者の孤独死、ホームレスなど、従来の福祉施策では対応できない新たな課題が顕在化してきています。

新たな課題に対応していくためには、社会的に支援を必要としている人を社会から疎外することなく、地域社会のなかで仲間として受け入れていこうとするソーシャル・インクルージョンの考え方の定着が必要です。

ソーシャル・インクルージョンの考え方については、「障害のある人とない人が、地域社会の中でともに生きるのが当然の姿である」、「児童や高齢者の虐待を防ぐために、地域でのつながりが重要である」については意識が高くなっていますが、ひきもりやニート、生活保護受給者、ホームレスなどについては支持が低くなっています。

図表 ソーシャル・インクルージョンの考え方



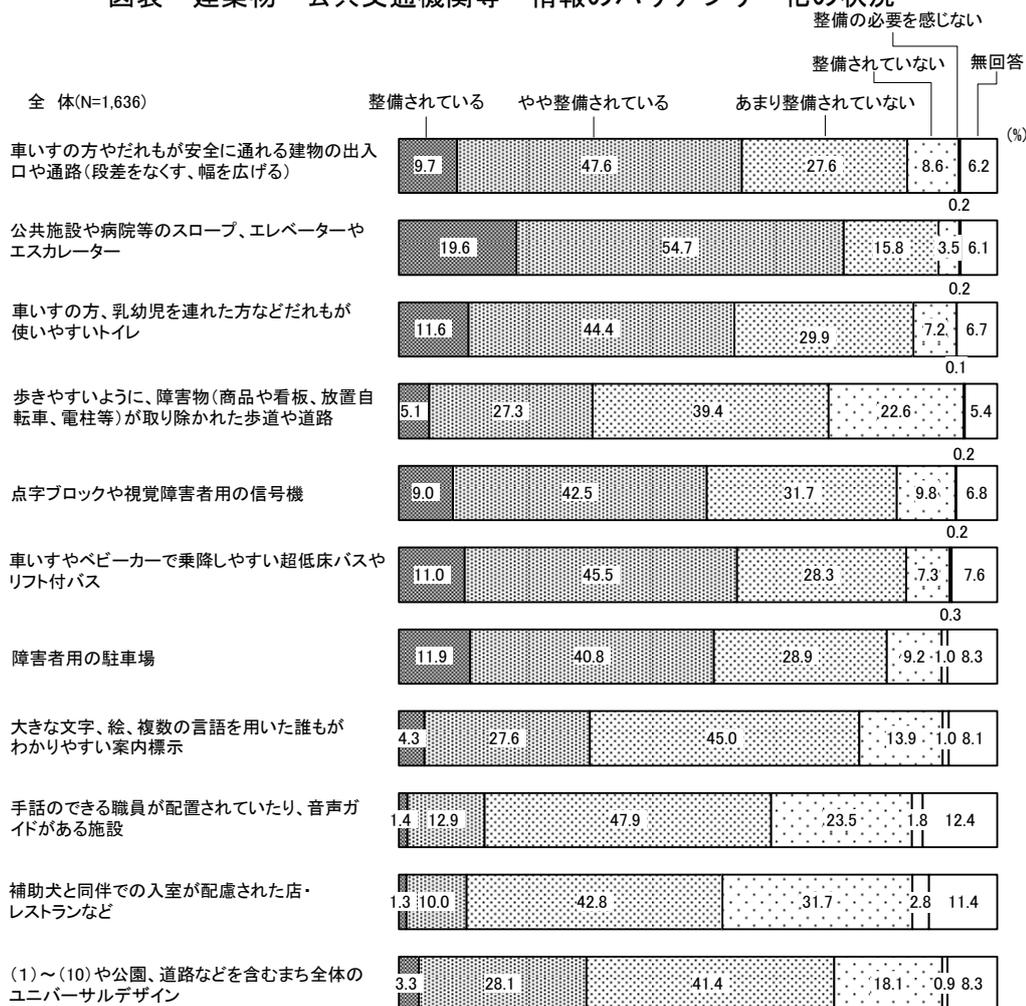
資料:平成 20 年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

(4) バリアフリーのまちづくり

市内公共施設では、「入り口段差なし」は100%の施設で、「障害者用トイレの手すり設置」、「エレベーターの車いす専用操作版」も97%の施設で整備が完了しています。また、「エレベーターの音声・点字表示」、「視覚障害者誘導ブロック」の整備率が高く、現在までに8割以上の施設に、「身体障害者用駐車場」は7割以上の施設に整備されています。商業施設におけるバリアフリーについては、平成5年より府中駅南口の再開発が行われており、高架化した京王線府中駅からは、「くるる」などの商業複合施設のエレベーター・エスカレーター等を利用して地上に出られるバリアフリー化が進んでいます。

アンケート調査によると、バリアフリーの実感について、「公共施設や病院等のスロープ、エレベーターやエスカレーター」は整備されていると感じていますが、「補助犬と同伴での入室が配慮された店・レストランなど」や「手話のできる職員が配置されていたり、音声ガイドがある施設」は整備されていないと感じています。

図表 建築物・公共交通機関等・情報のバリアフリー化の状況

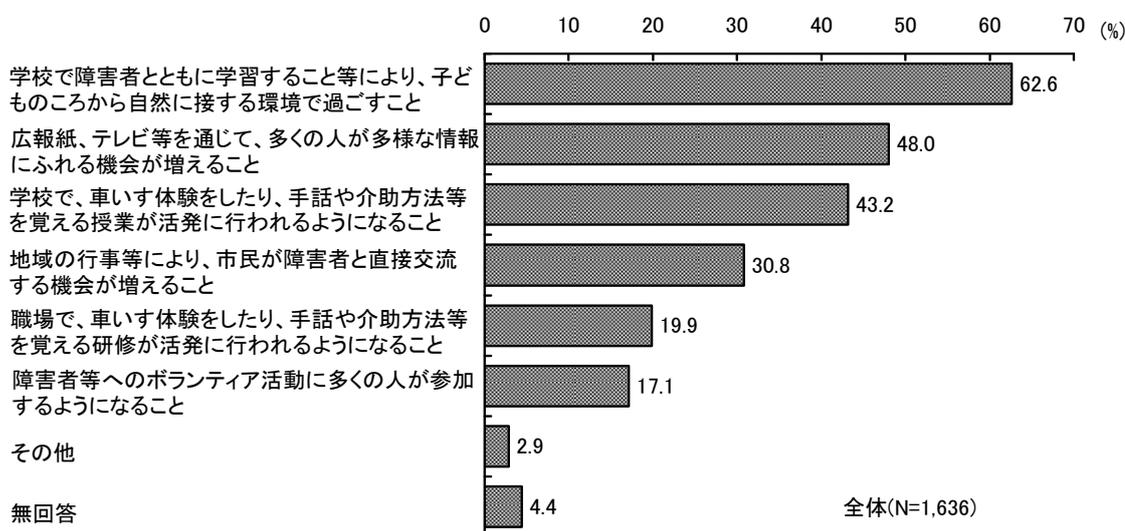


資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

バリアフリーのまちづくりをすすめるためには、建物等の整備をすすめるだけでなく、市民一人ひとりの理解と協力、いわゆる「心のバリアフリー」を実現することが課題となっています。

心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どものころから自然に接する環境で過ごすこと」が最も多く、「広報紙、テレビ等を通じて、多くの人が多様な情報にふれる機会が増えること」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。

図表 心のバリアフリーを進めるために必要なこと（複数回答（3つまで））



資料:平成20年 府中市福祉計画(地域福祉)調査

2 府中市の地域福祉に関する課題

府中市を取り巻く現状及びアンケート調査の結果を踏まえた上で、「みんなでつくる、ひとにやさしいまちづくり」の実現に向けては次のような課題が抽出されます。

(1) 利用者支援の充実

①地域に密着した相談体制の整備

現在、府中市では「市役所の相談窓口」のほかに、高齢者の介護や介護予防に関することは在宅介護支援センターや地域包括支援センター、子育てに関することは子ども家庭支援センターなどで、相談内容に応じて各種の相談事業を行っています。

府中市では福祉相談窓口を設置し、さまざまな生活相談に対応する総合相談を実施していますが、今後は、他の分野でも総合相談の実施に向けて取り組む必要があります。また、すべての市民にとって行政窓口が地域の身近な相談先となるよう、休日夜間の開設など、利用しやすい相談体制の整備も必要です。

②新しい情報提供のあり方の必要性（アクセスの確保）

アンケート調査では、日ごろの福祉サービスの情報入手方法として、「広報ふちゅうや市のパンフレット」が1位にあげられています。

府中市では、市の総合的な情報提供として「広報ふちゅう」や「市のホームページ」などの充実に努めていますが、さまざまな障害への配慮や多国語への対応なども含め、新しい情報提供のあり方を検討し、アクセスを確保していく必要があります。

③人権の尊重（権利擁護）

アンケート調査では、理想とする地域像として、「子どもがいいきと育つまち」、「高齢者が暮らしやすいまち」、「困ったときに隣近所で助け合えるまち」が上位にあげられています。

理想とする地域像を実現するためには、人権を尊重した活動が基盤となることから、児童の権利に関する条約、成年後見制度など、人権の尊重を重視した権利擁護体制を充実することが必要です。

(2) 市民の安心確保への支援

①制度のすきまにある市民への支援

アンケート調査では、ソーシャル・インクルージョンに関する考え方について、ひきこもりやニート、生活保護受給者、ホームレスなどについては支持が低く、地域社会全体での取組に消極的な態度がうかがえます。

すべての市民が地域で孤立せず安心して生活できるように、自立への支援や、社会参加への支援など施策の充実が求められます。また、施策のみならず、地域住民が互いに仲間として受け入れともに暮らし続けられるように、ソーシャル・インクルージョンの理解の浸透に向けて啓発活動の展開も必要です。

②孤立しがちな市民への支援

高齢者虐待や児童虐待が増加しています。また、ひとり暮らし高齢者の孤独死も増えています。

虐待の早期発見への取組や、通報義務の普及に加え、地域の見守り活動の充実など地域住民による支援が求められます。

③地域への移行支援

府中市において障害のある人の数は年々増えており、身体、知的、精神障害者と難病患者を合わせて平成18年度では延べ1万人を超えています。

平成18年4月から施行された障害者自立支援法では、福祉施設に入所している人や、地域での受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人の地域生活への移行を目指しています。実現に向けては、相談支援や住居サポート、住民への理解促進などさまざまな支援が求められます。

(3) 連携・協働による福祉の推進

①地域での助け合いのネットワークづくり

市民一人ひとりが福祉サービスに求めるニーズは多岐に渡っています。

複雑化、多様化するニーズにきめ細かく対応するためには、行政、事業者、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体など、さまざまな主体がそれぞれの特性を生ながらサービスを提供できるよう、連携・協働の体制整備が必要です。

②小地域活動の推進

地域における住民相互の見守り・助け合い活動の実現を図るために、現在、府中市では社会福祉協議会を中心に、福祉エリアを単位とした支援活動が進められています。

障害のある人、ひとり暮らしや寝たきり等の高齢者世帯が地域で安心して生活していくためには、見守り活動や生活支援などの援助活動を展開する小地域活動の推進が今後ますます重要です。

③災害時の不安への対応、早急な仕組みづくり

アンケート調査によると、災害時に不安に思うことは、「所在、安否の確認」、「避難生活」、「正確な情報の入手」となっています。

府中市では、安全安心なまちづくりを目指して緊急情報提供サービス「府中市安全安心メール」の配信を開始し、情報の提供を図っています。今後はプライバシー保護に配慮しながらも、不安がある家庭に対し、福祉分野と消防との連携など、災害時に手助けが行き届くような地域の協力体制の整備が必要です。

(4) 市民参加による福祉の推進

①互いに助け合いともに生きる意識の醸成

障害のある人が地域社会で生活していくためには、市民一人ひとりが障害に対する差別や偏見、理解の不足、誤解などに起因する心のバリアを取り除いていくことが大切です。

アンケート調査では、心のバリアフリーを進めるために必要なこととして、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どもたちから自然に接する環境で過ごすこと」が1位にあげられています。

学校生活を通じた青少年期からの取組が地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが求められます。

②地域における住民の参加、交流の機会拡大と活動支援

アンケート調査によると、福祉を充実するための住民参加(参画)の方法については、「町内会・自治会や子ども会など地域単位の組織活動を活発にし、地域住民同士が横のつながりを保つこと」、「行政と住民の意見交換の機会を設けること」が求められています。

このような市民の意識をさらに高める機会の提供として、ワークショップや懇談会など地域住民同士が集まり直接参加できる仕組みを検討していく必要があります。

③団塊の世代の健康・生きがいづくり

現在50歳代後半の団塊の世代は、平成25年頃には定年退職者が多くなると想定され、地域での時間を多く過ごす市民が増えることが予想されます。

健康づくりや生きがいづくりに役立つ活動が提供できるよう、さまざまなメニューを用意しておく必要があります。

④新しい人材の育成、確保

市ではNPOとの協働推進事業などを展開しているところですが、地域福祉の推進においては、サービスや支援を担う人材の育成と確保が求められます。

福祉従事者の育成と確保はもとより、継続的な地域活動の展開のためには人材育成が不可欠であり、さらに活動のすそ野を広げる人材育成の仕組みづくりが必要です。

(5) ユニバーサルデザインの推進

①ユニバーサルデザインの推進

アンケート調査によると、公共施設や病院等のバリアフリーについては、整備が進んでいると評価されていますが、案内やサインなどを含めたまち全体の特にソフト面での整備については途上であると認識されています。

府中市では、平成19年度に「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を策定しましたが、今後は、ユニバーサルデザインという考え方に基づいて、ハード面のみならず、案内やサイン、情報、人的介助などソフト面も含めたバリアフリーの整備が必要です。

第2章 計画の基本的考え方

第2章 計画の基本的考え方

1 計画のめざすもの（理念）

（1）計画の理念

府中市福祉計画の基本理念である「安心していきいきと暮らせるまちづくり—みんなで作る、みんなの福祉—」の実現をめざし、地域福祉計画では次のように理念を設定します。

「みんなで作る、人にやさしいまちづくりの推進」

（2）計画の考え方

○すべての市民を対象にします

すべての市民が地域の構成員に尊重され、ともに支えあい、ともに助け合いながら安心して暮らせるまちづくりを推進します。

○市民の人権を尊重します

市民が自分らしく生きていける社会を目指し、1人ひとりの人権を尊重したまちづくりを推進していきます。

○市民との協働による地域福祉をより一層推進します

すべての市民が施策の対象であると同時に、施策の担い手として主体的に参加、参画する福祉活動を通じて暮らしやすいまちづくりを推進します。

○地域のつながりを大切にします

住み慣れた地域で安全に安心して暮らせるよう、人、施設、情報など地域のあらゆる資源を活用して地域のつながりを大切にしたまちづくりを推進します。

○福祉の充実のための仕組みをつくりま

福祉サービスを利用する人の尊厳が尊重される仕組みを確立すると同時に、福祉を進めるさまざまな主体が育つような支援をします。さらに、地域全体で福祉を進めるための条件環境づくりを推進します。

○市民が地域で穏やかに暮らせる仕組みをつくります

身近なところで相談できるように、地域に気軽に立ち寄れる相談窓口を充実し、虐待や孤立死等を未然に防止できるようなセーフティーネットあるまちづくりを推進します。

○ハード・ソフトの両面から地域福祉を推進します

身体状況によらず、すべての市民が快適に暮らせるようバリアフリーやユニバーサルデザインによる福祉のまちづくりを推進します。

○福祉のまちづくりを総合的に推進する計画を含みます

今回の地域福祉計画では、「府中市福祉のまちづくり条例」にもとづく「福祉のまちづくり推進計画」を含みます。

(3) 福祉のまちづくりに対する考え方

福祉のまちづくり推進計画の目標及び推進の視点は次のとおりです。

① 福祉のまちづくりの目標の実現

福祉のまちづくりの目標は、「すべての市民が安全で快適な生活を営むことができる良好生活環境の実現とともに、市民の主体的な参加による物心両面にわたる障害のない社会を築くこと」です。

府中市では、高齢者、障害者等にとってやさしいまちが、すべての市民にとってやさしいまちであるという認識にたち、「市、市民及び事業者のそれぞれの役割と責務を明らかにし、互いの理解と協力の下に、すべての市民が安全かつ便利に利用することのできる都市施設等の整備を図ることにより、福祉のまちづくりを推進すること」を目的とした福祉のまちづくり条例を定めました。本計画は福祉のまちづくりを総合的に推進するための基本となる計画です。

② 新たな福祉のまちづくり推進の視点

ア バリアフリーの視点 一点から面へ総合的なバリアフリー化

府中市では、社会にある「情報」「制度」「心」「物理的」な4つのバリアを除き、すべての市民が社会参加を気軽にできるまちづくりの実現を目指し、点から面へ総合的なバリアフリー化をめざします。

■「バリアフリー＝バリア（障壁、妨げているもの）がないこと」とは

「障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア・妨げているもの）となるものを除去（フリー・取り除く）するという意味で、もともとは建築用語として使用されていました。現在では、障害のある人だけでなく、全ての人の社会参加を困難にしている物理的、社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味で用いられています。

【参考】

- 平成11年度の障害者白書によると、障害者を取り巻く四つの障壁（バリア・妨げているもの）として、
- 1 歩道の段差、車いす使用者の通行を妨げる障害物、乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁
 - 2 障害があることを理由に資格・免許等の付与を制限する等の制度的な障壁
 - 3 音声案内、点字、手話通訳、字幕放送、分かりやすい表示の欠如などによる文化・情報面での障壁
 - 4 心ない言葉や視線、障害者を庇護されるべき存在としてとらえる等の意識上の障壁（心の壁）をあげています。

イ ユニバーサルデザインの視点 ー市民みんなのユニバーサルデザイン

府中市では、平成19年11月、バリアフリーを包含し、より発展させた考え方である「年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立って快適な環境をデザインする」ユニバーサルデザインの考えにもとづき、「府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン」を発行しました。

さまざまな状態の人々で構成されている市民が、建築物や道路、交通機関等を簡単に理解でき、利用しやすいようにユニバーサルデザインの考え方にそって福祉のまちづくりを推進していきます。

※※ロナルド・メイスが唱えたユニバーサルデザインは次の7原則で構成される

- 原則1 だれもが公平に利用できること(公平性の原則)
 - 原則2 利用者に応じた使い方ができること(柔軟性の原則)
 - 原則3 使い方が簡単ですぐわかること(単純性と直感性の原則)
 - 原則4 使い方を間違えても、重大な結果にならないこと(安全性の原則)
 - 原則5 必要な情報がすぐに理解できること(認知製の原則)
 - 原則6 無理な姿勢をとることなく、少ない力でも楽に使用できること(効率性の原則)
 - 原則7 利用者に応じたアクセスしやすさと充分を広さを確保すること(快適性の原則)
- 出典:府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドライン

3 計画の基本目標

「みんなでつくる人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、次の5つの目標を設定し、計画を推進します。

(1) 利用者本位の仕組みづくりのために

- ・利用者の自己実現に向けたサービスの提供が求められています。市は、具体化に向けて利用者の自己決定に基づく選択、決定の支援に取り組み、利用者本位のサービスの実現に向けた仕組みづくりに取り組みます。

【取り組む方向】

- 情報収集の拡充 ■わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）
- 相談・権利擁護事業の充実 ■福祉サービスの質の確保
- 幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリーの推進）

(2) 安心して暮らせるまちづくりをめざして

- ・障害のある人や高齢者、子ども連れの方だけでなく、あらゆる市民が自立して生活できるよう、日常生活を支援する取組を展開し、だれもが住みなれた地域で安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。

【取り組む方向】

- 日常生活の支援 ■地域（在宅）への移行支援 ■健康づくり・介護予防の推進

(3) いきいきとした暮らしを支える仕組みづくりのために

- ・市民一人ひとりの暮らしにあった福祉サービスが求められ、地域の中で見守りや援助が必要な方が増えています。災害時の不安の解消、防犯のまちづくりに取り組み、市民のだれもが、安心していきいきとした暮らしが送れるよう、地域活動組織や行政、事業者、社会福祉協議会、NPO、ボランティア団体などと連携し、協働しながら地域活動のきっかけ作りや活動組織との連携の仕組みづくり、防災・防犯のまちづくりを推進していきます。

【取り組む方向】

- 支援ネットワークの推進 ■パートナーシップの推進 ■防災・防犯のまちづくり

(4) みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして

- ・団塊の世代が地域に戻り、地域で過ごす市民の増加が見込まれています。地域の中で誰もが、心穏やかに暮らせることが望まれます。そのため、互いに理解し支えあうための意識の醸成、地域参加へのきっかけづくりや知識や技術などが生かせる活動など地域での新たな関係づくり、多様な福祉ニーズに対応できる人材の確保・育成に取り組み、みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざしていきます。

【取り組む方向】

- 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）
- 地域福祉活動の促進
- 社会参加の促進
- 多様な人材の育成・確保

(5) 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）

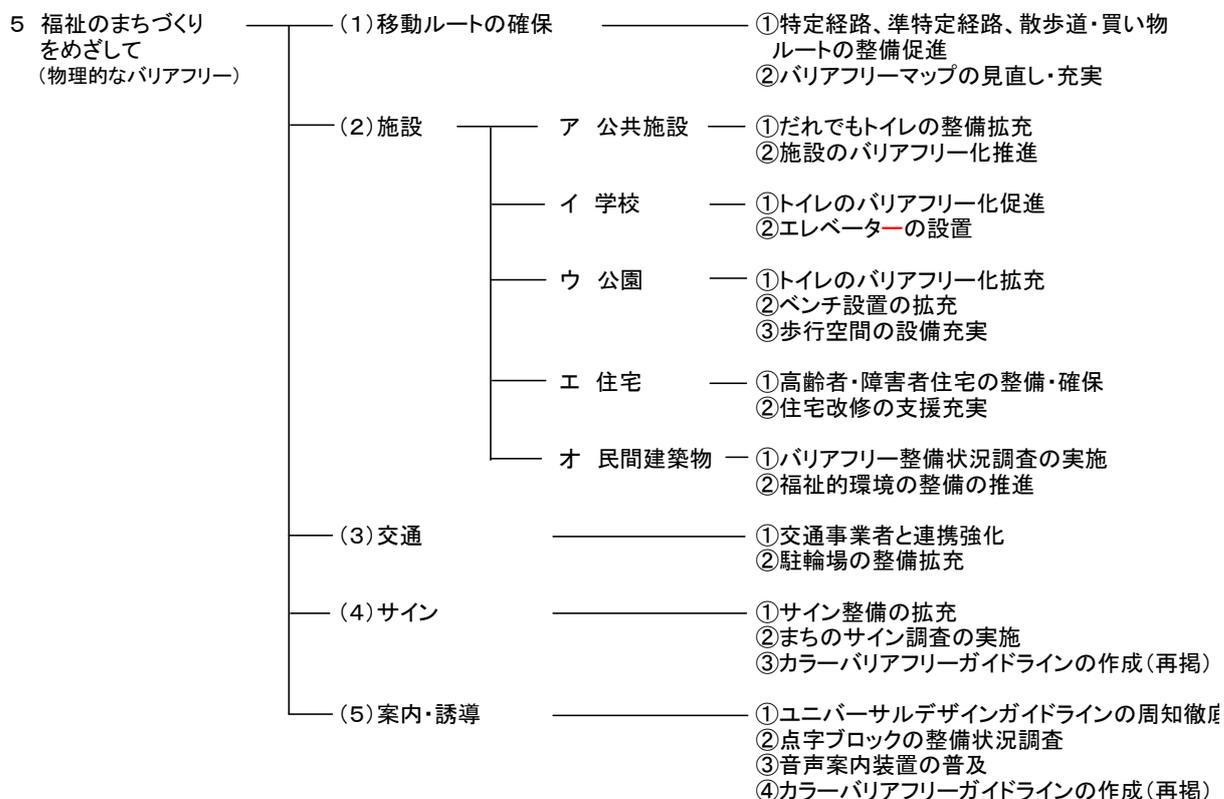
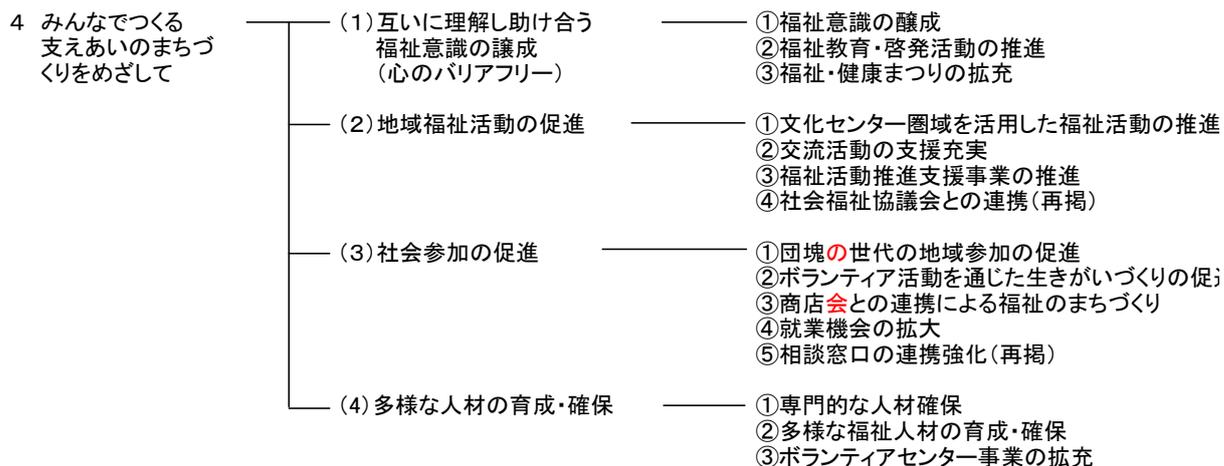
- ・自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画しやすい環境整備が求められています。バリアを意識しないで暮らせるユニバーサルデザインの考えを取り入れた福祉のまちづくりをめざしていきます。

【取り組む方向】

- 移動ルートの確保
- 施設（公共施設・学校・公園と水辺・住宅・民間建築物）
- 交通
- サイン
- 案内・誘導

4 計画の体系





第3章 重点施策

第3章 重点施策(再掲)

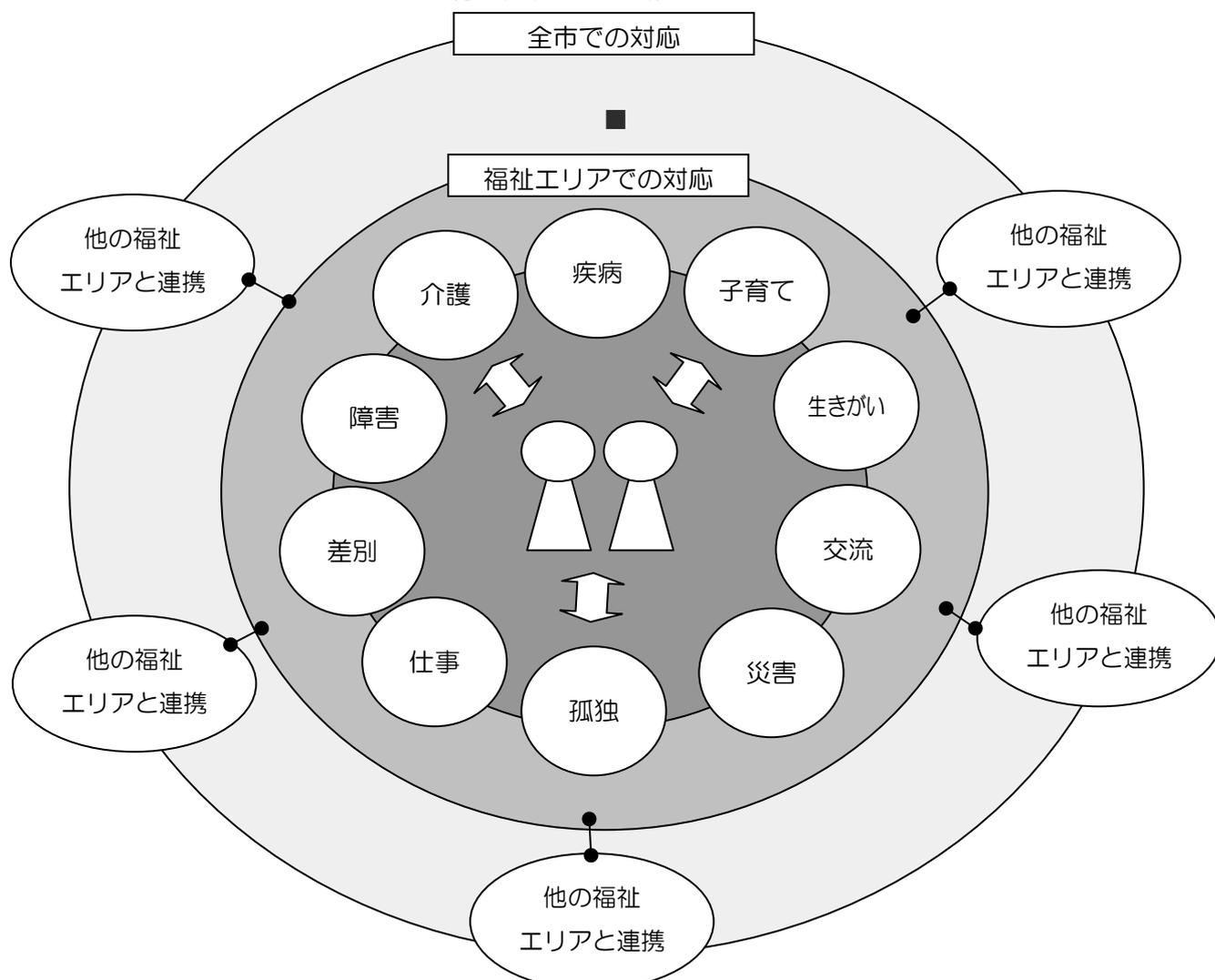
1 総合相談・生活支援システムの展開

府中市ではこれまでも、高齢者の福祉分野における身近な相談体制の整備につとめてきましたが、より複雑になりつつある生活課題を身近なところで解決していくために、障害のある人、子育て支援などを含む多様な分野における相談を地域で受け止め、専門的なネットワークで対応できる展開が必要です。

今後は福祉エリアごとに、福祉と保健の相談窓口の機能を充実させ、社会福祉協議会や地域包括支援センター、在宅介護支援センター、心身障害者福祉センター、子ども家庭支援センター等相談機能の充実とあわせ、相互に連携をとりながら生活課題の把握と横断的な問題解決のネットワークを進めます。

また、休日夜間も含めた相談体制を充実し、さまざまなライフスタイルの人が相談しやすい体制づくりに向けた検討を進めます。

■ 地域の総合相談・生活支援システムのイメージ ■



2 新たな「支え合い」の仕組みづくり

福祉サービスは充実しつつあるなかで、制度の隙間にあるニーズ、軽度のニーズが顕在化しています。また暴力や虐待など人権を脅かす社会問題も増えています。

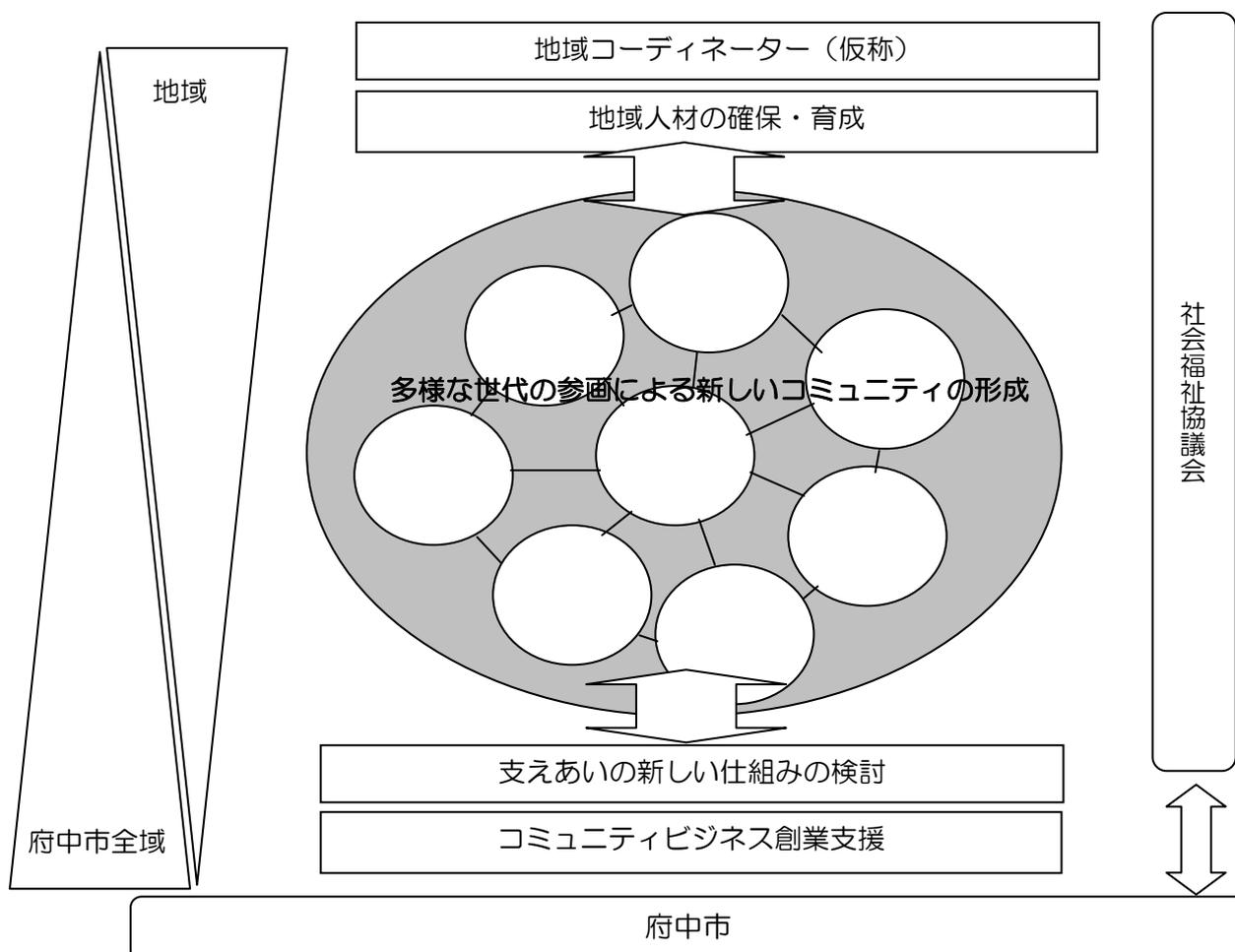
地域の帰属意識が薄れ、また地域の高齢化が進むなか、こうした地域の問題やニーズを発見し解決していくためには、新たな支えあいの仕組みが必要になってきました。また福祉サービスも充実しつつあるとはいえ、量的にも質的にもより一層の充実と、さらなる地域密着性が求められています。

こうした中、地域の問題を自分たちの課題と考え、支え合いから問題解決をしていく活動が活性化し、団塊世代を中心に社会貢献を展開する活動も始まっています。

今後これらの活動が活発になることで、介護予防はもとより、地域を変える力が備わった、真に豊かな地域社会となっていくことが期待されます。

府中市では、市民のこうした問題意識を引き出し、地域での活動へとつなげ、それらの活動を継続していく仕組みや条件、環境づくりを進めます。地域通貨など新しい支えあいのシステムは引き続き検討課題ですが、地域コーディネーター（仮称）をはじめとする地域人材の育成、コミュニティビジネスの支援などは社会福祉協議会、関連団体、自治会などと協働・連携しながら進めます。

■ 新たな「支え合い」の仕組みづくりのイメージ ■



3 ユニバーサルデザインの推進

府中市では、「福祉のまちづくり条例」にもとづき、「ふちゅう バリアフリーマップ」を作成、「府中市交通バリアフリー基本構想」を策定してバリアフリーなまちづくりを推進してきました。さらに平成18年度には「心のバリアフリーハンドブック」作成、平成19年度には「府中市福祉のまちづくり ユニバーサルデザインガイドライン」を策定しました。

これらの中で、福祉のまちづくりを推進するにあたっては、市と事業者の協力・連携はもとより、市民の参画と協働が特に求められるとし、ハード面のバリアフリーだけでなく、「心のバリアフリー」、「情報のユニバーサルデザイン」をめざして、マナー向上などの市民意識が向上することが必要であるとしています。

今後ユニバーサルデザインを推進していくにあたり、ハードとソフト両面から、さまざまな主体が取り組めるよう、ユニバーサルデザインを「情報面」、「意識面・制度面」、「物理面」の視点で考え、市民とも協働しながら事業を推進していきます。

■ ユニバーサルデザインの推進のイメージ ■

| | |
|--|--|
| <p>情報面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ わかりやすい表現にする ・ 理解されやすい表現にする ・ みやすい表現にする ・ 見つけやすい表現にする |   |
| <p>意識面・制度面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 障害を理解する ・ 困っていることを理解する ・ 使いやすいようにする ・ 白杖、点字や誘導ブロック等を知る ・ 思いやりを育てる |   |
| <p>物理面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 歩行空間を確保する ・ 歩きやすい仕上げにする ・ 段差を解消する ・ だれもが使いやすい駅舎やバス停にする ・ 案内板、サイン、誘導システムを整備する |   |

第4章 目標に向けた取組

第4章 目標に向けた取組

目標1 利用者本位の仕組みづくりのために

福祉サービスの利用においては、サービスを必要とする市民が、適切なサービスを選択でき、安心してサービスを受けられることが第一です。

福祉サービスの利用については、これまでも利用者の立場に立った相談体制や情報提供の推進に努めてきました。しかしながら地域には、さまざまな生活課題をもつ人やサービスや支援が届かず孤立してしまいがちな人がいます。今後は、サービスを必要とするすべての市民が適切に迅速にサービスを利用できるように、地域に密着した相談体制の整備や、より利用しやすくわかりやすい情報提供の充実が求められます。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように権利擁護体制の拡充が必要です。

利用者が安心してサービスを選択するためには、質の高い福祉サービスの拡充が不可欠です。福祉サービス第三者評価制度の普及などによる、サービスの質の向上と利用者への情報提供が求められます。

障害があると資格を取得したり特定の職業につくことを制限されることがあります。誰もが社会参加できるように、制度の設置や運用について見直すことが必要です。

(1) 情報収集の拡充

利用者にとって必要なサービスが的確に提供されるように、市民のニーズや生活問題、福祉課題等の把握の充実に努めます。

①市民の生活問題の実態把握体制の充実

| 事業名 | 内容 |
|-----------|--|
| 生活問題の実態把握 | ・市民生活をめぐる福祉課題や行政需要などを的確に把握するため、実態調査、アンケート調査などを計画的に実施します。 |

(2) わかりやすく利用しやすい情報提供の推進（情報のバリアフリー）

利用者が必要なサービスを的確に選択できるように、多様な提供手段、媒体、表現方法を用いて情報提供の充実に努めます。また、情報を入手できる人とできない人との間で不公平が生じないように努めます。

※情報のバリアフリーとは、情報のバリア（障壁・妨げているもの）の除去のことです。

①わかりやすい情報提供の仕組みづくり

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 総合的な情報提供体制の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉情報冊子・パンフレットなどによるわかりやすくきめ細かな情報提供を進めます。 ・市の広報やホームページなどにより、情報の即時性を高めます。 ・関係機関・団体等の冊子・パンフレット等を活用した情報提供を行います。 ・ケーブルテレビや出前講座を実施するなど多様な情報提供媒体の活用を進めます。 |
| 分野別情報収集・提供の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・情報を分野別に収集し、必要な情報を入手しやすいように情報提供に努めます。 |

②情報利用のアクセスの確保

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 情報利用のアクセスの確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・障害のある人や高齢者など情報入手が困難な方に対して、さまざまな情報提供手段を活用して情報利用のアクセスの確保に努めます。 |

③カラーバリアフリーガイドラインの作成

| 事業名 | 内容 |
|------------------------|--|
| カラーバリアフリーガイドラインの作成（新規） | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。 |

（３）相談・権利擁護事業の充実

誰もが地域で気軽に相談できるように地域に密着した相談体制の拡充を図ります。

また、判断能力が不十分な人々も安心して福祉サービスの利用ができるように人権の尊重を重視した権利擁護体制の拡充を図ります。

①相談窓口の連携強化

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 相談窓口の連携強化 | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口機能の拡充とあわせて、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・身近な相談窓口として、民生委員などの地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。 |

②利用者の立場に立った相談体制の拡充

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|---|
| 利用者の立場に立った相談体制の拡充 | ・高度化、多様化する福祉相談業務に的確に対応できる職員を育成し、利用者の立場に立った相談体制の充実を進めます。 |

③苦情対応の整備

| 事業名 | 内容 |
|---------------|--|
| 専門的な苦情相談窓口の充実 | ・福祉サービスの利用に関する解決困難な苦情に対応して、専門的な苦情相談窓口で対応し、苦情解決に努めます。 |

④権利擁護体制の充実

| 事業名 | 内容 |
|-----------|--|
| 権利擁護体制の充実 | ・サービスの適切な利用を支援したり、判断能力が不十分な人などに対する地域福祉権利擁護事業及び成年後見制度の利用支援や助言を行う、福祉サービス利用者総合支援事業や府中市権利擁護センター事業の充実を図ります。 |

⑤市民後見人の養成

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 市民後見人の養成（新規） | ・成年後見制度を必要とする誰もが、適切な後見人を得ることができるよう、親族や弁護士等の専門家以外に、成年後見制度の趣旨と内容を理解し、社会貢献的な精神で後見業務を担う市民後見人の養成をしていきます。 |

（４）福祉サービスの質の確保

利用者がより質の高いサービスを選択して利用できるよう、福祉サービス提供利用者への支援を通して、サービスの質の向上を図ります。

①事業者団体への支援

| 事業名 | 内容 |
|-----------|--|
| 事業者団体への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・事業者団体に対して各種情報を提供するとともに、事業者間の情報ネットワークの構築を支援するなど、福祉サービスの安定提供、質の確保を図ります。 ・利用者の「声」を事業者団体に提供し、サービス改善を促進します。 |

②利用しやすいサービス情報の提供

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|---|
| 福祉サービス第三者評価制度の普及・促進 | ・評価機関がサービス提供事業者のサービス内容などを評価し公表する、福祉サービス第三者評価制度の普及を促進し、サービスの質の確保に努めるとともに、利用者がサービスの選択をする際に目安となるよう情報提供を図ります。 |

(5) 幅広く使いやすい制度の推進（制度のバリアフリー）

市民の誰もが希望にそって社会に参加・参画したり、教育を受けられるよう、さまざまな制度について設置や運用等の見直しを行い、使いやすいものにしていきます。また社会等への参加や参画がしやすくなるように環境の整備を図ります。

※制度のバリアフリーとは、社会に参加・参画したくとも、また教育を受けたくても、制度に阻まれて機会を失うこと（障壁・バリア。妨げているもの）の除去のことです。

①使いやすい制度づくり

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 使いやすい制度づくり | ・できるだけ多くの市民が希望にそった社会参加ができるような制度づくりに努めます。 |
| 当事者参加・参画の仕組みづくり | ・当事者が参加・参画できる仕組みづくりを一層進めます。 |

②当事者参加・参画の仕組みづくり

| 事業名 | 内容 |
|----------------|--|
| 委員会等への参加推進 | ・当事者の意見が市政に積極的に反映されるように当事者の委員会等への参加や計画づくりへの参画を推進します。 |
| ワークショップ・懇談会の開催 | ・当事者の意見を把握するため、作業形式のワークショップや、懇談会を開催します。 |

③制度の普及

| 事業名 | 内容 |
|------------|---|
| 制度の普及 | ・ 市民の社会への参加・参画の機会を増やすため、制度の普及に努めます。 |
| 広報の充実 | ・ 広報等に制度を掲載し、制度の広報に努めます |
| 市内事業者への指導 | ・ 市内で事業を展開している事業者に、制度について理解を深めるための指導を推進します。 |
| 多様な広報手段の取組 | ・ 制度の普及のため、多様な広報手段に取り組み、情報提供していきます。 |

目標2 安心して暮らせるまちづくりをめざして

急速に少子、高齢化がすすむ中で、ひとり暮らしの高齢者をはじめ、昼間乳幼児と親だけになってしまう家庭など地域での支え合いを必要とする人が増えています。また、ひとり親家庭の増加や雇用環境の変化、所得格差の拡大などから生活保護世帯は増加傾向にあり、低所得者やホームレス、ニートやひきこもりなど生活の安定と自立への支援を必要とする人たちがいます。

あらゆる市民が地域で孤立せず、安心して生活できるよう、日常生活や自立への支援を図るとともに、地域社会に参加できる仕組みを整える必要があります。

また、障害をもつ人が地域で自立して生活できるように、行政や福祉サービス、地域等が連携した支援体制の整備が必要です。

一方、超高齢社会を迎えるにあたっては、自分や家族だけでなく地域の皆が健やかに暮らしていくことが重要です。いつまでも健康でいきいきと暮らしつつげられるよう、健康づくりへの支援や、介護予防の推進などのさらなる充実が必要です。

(1) 日常生活の支援

誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるように、一人ひとりの状況に応じて自立を支援していきます。

①日常生活の支援

| 事業名 | 内容 |
|-------------|--|
| 生活支援ヘルパーの派遣 | ・在宅のひとり暮らし、または高齢者世帯の方の要介護状態への進行を防止するため、家事を中心とした生活支援ヘルパーを派遣し、自立支援対策として充実します。 |
| 外出支援サービスの充実 | ・ひとり暮らし、または高齢者のみ世帯の方で、通院等の移動に家族の援助が望めない方を対象に、通院等の送迎に車を手配し、在宅での自立生活を支援します。 |
| 住まいの確保 | ・障害のある人や高齢者、ひとり親世帯向け都営・市営住宅の確保を進めます。 ・高齢者や障害のある人が地域で共同生活ができるよう、民間グループホームを誘致します。 ・ひとり暮らし高齢者住宅の適切な運営を行います。 |
| 住まいのバリアフリー化 | ・障害のある人や高齢者が住み慣れた家で安心して生活が続けられるように、改修のための相談や費用の助成を行い、住まいのバリアフリー化を促進します。 |

| 事業名 | 内容 |
|----------|--|
| 訪問食事サービス | ・在宅のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、食事の準備が困難な方に、訪問したうえ食事を届けることにより、在宅生活を支援します。 |

②自立と社会参加への支援

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 低所得者への総合相談機能の充実 | ・生活の状況に応じ、幅広い相談、助言を行うため、多様な機関が実施する各種助成、支援情報の収集に努め、適切な福祉サービスの情報提供と相談体制の充実を図ります。 |
| 生活困窮者への自立促進への支援 | ・ハローワークとの連携や都立多摩職業能力開発センター 府中校 等での技術修得など、就業に結び付く情報を提供するなど、自立支援を促進します。 |
| ホームレスへの自立支援 | ・定期的に生活実態を調査し、就業や生活の相談援助を行うとともに、働く意欲と能力のある人に対して自立に向けた支援を行うよう、国や東京都に適切な方策を講ずるよう要請します。 |
| 外国人への支援策の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・市の広報などを通じて、地域イベント等への参加呼びかけを行い、地域での交流を進め、孤立化を防ぎ、安心して生活できる環境をつくるとともに相談機能を充実します。 ・外国語による市政情報誌「府中インフォライン」での情報提供を充実します。 ・国際交流サロンでの相談、日本語教室など生活支援事業を充実します。 ・NPO 団体等と連携して交流や支援事業の拡充を進めます。 |

③地域での見守り活動の充実

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 地域での見守り活動の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・孤立や引きこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 ・高齢者や児童の虐待を発見した場合は、すみやかに通報するよう啓発に努めます。 |

(2) 地域（在宅）への移行支援

福祉施設に入所している障害者や、地域での受入条件が整えば退院可能な精神障害のある人が安心して地域生活を送れるように支援します。

中程度の認知高齢者が地域の中で生活できるよう、グループホームの整備を図ります。

①障害者の地域（在宅）での自立支援

| 事業名 | 内容 |
|--------------|--|
| 障害者の地域での自立支援 | ・行政、福祉サービス事業者、市民、当事者が連携を図り、移行支援、相談支援、居住サポート、住民への理解促進などの支援を推進します。 |

②高齢者の地域（在宅）での自立支援

| 事業名 | 内容 |
|--------------------------|---|
| 認知症対応型共同生活介護（グループホーム）の整備 | ・地域のなかで中程度の認知症高齢者が、少人数の家庭的な環境で暮らすグループホームの整備を進めます。 |

（3）健康づくり・介護予防の推進

市民が健康でいきいきと暮らし続けるためには、市民一人ひとりが日頃から健康的な生活習慣を身につけ、健康づくりに励むことが必要です。生涯にわたる健康づくりへの支援と、介護予防の推進を図ります。

①健康づくりへの支援

| 事業名 | 内容 |
|------------------|---|
| 保健計画の推進・医療機関との連携 | ・すべての市民のライフステージにあわせた「保健計画」を推進し、健康づくり支援事業を推進します。医療機関と連携した疾病予防事業の推進に努めます。 |
| 健康管理の促進 | ・健康診査等により疾病の早期発見に努めるとともに、若年層を含め生活習慣病予防の重要性の周知を図ります。 ・かかりつけ医制度の普及を促進します。 |
| 自主的な健康づくりへの支援 | ・文化センターなどで、健康講座、健康づくり相談や健康づくりプランの作成を指導するとともに、栄養改善指導などを行うヘルスマイト府中21の活動を通じて、市民の自主的な健康づくりを支援します。 |

②介護予防への支援

| 事業名 | 内容 |
|--------------------|--|
| 健康づくり・介護予防の場と機会の提供 | ・文化センター、地域体育館などで、年代に応じた体力づくりを進めるとともに、地域デイサービス事業で体操指導を行うなどさまざまな場面で健康づくりが進められるような場と機会を提供します。 |

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 介護予防事業の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防健診を実施します。 ・介護予防健診の結果により各高齢者の状態に応じた介護予防プログラムを実施します。 ・介護予防健診への参加の動機づけの仕組みをつくります。 ・地域包括支援センター、介護予防コーディネーターと連携し、介護予防事業を実施します。 |

③相談・情報提供体制の充実

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 相談・情報提供体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・保健センターを中心として相談体制を拡充するなど健康に関する知識や情報提供の充実を進めます。 |
| 個人の健康管理への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・個人が健康管理しやすいシステム（「健康管理手帳」など）を開発し、診断結果や健康情報を記録して個人の健康管理を支援します。 |

目標3 いきいきとした暮らしを支える仕組みづくり のために

地域で支える福祉を実現するためには、行政のみならず、福祉関係の機関、団体、民間事業者、NPOなどの民間団体、住民が互いにパートナーシップを築き、協働して福祉活動に取り組んでいくことが重要です。

そのためには行政、事業者、NPOなどの民間団体、住民がそれぞれの役割や資源、機能を生かしながら、連携を図る必要があります。

防災、防犯への取組においては、地震や風水害等による被災者に高齢者が多いことから、災害時の避難にあたって支援が必要となる人たちの把握や、一人ひとりに応じた避難支援など、災害時要援護者対策への取組が喫緊の課題となっています。福祉関係機関や、福祉関係従事者と連携を図り、支援体制を整備するとともに、住民と連携した地域の防災力を強化していくことが必要です。防犯については、高齢者等を狙った悪質な詐欺や空き巣などが増えていることから、地域が力を合わせて防犯対策を講じる必要があります。

(1) 支援ネットワークの推進

支援を必要とする市民一人ひとりのニーズに応じてサービスを提供し、支えていくには、行政、福祉サービス提供機関、ボランティアグループ、NPO、地域団体など多様な機関との連携が不可欠です。各機関や団体、個人が協力して活動できるように連携体制を整備します。

①支援ネットワークづくりの推進

| 事業名 | 内容 |
|-------------|---|
| 支援ネットワークの充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域の支援活動が、必要に応じて相互に連携した活動を実現するためのネットワークづくりを推進します。 ・多様な福祉活動を支える役割を担うリーダー的人材を地域から発掘し、養成して地域福祉活動の充実を図ります。 ・ボランティア活動を行う意向のある市民や学校の福祉活動を支援します。 |

②関係団体による情報交換の場の設置

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 情報交換の場の設置 | <ul style="list-style-type: none"> ・民生委員や社会福祉協議会、自治会、NPO など福祉活動を目的とする関係団体による連絡会を開催し、情報交換・情報提供を行う場を設置します。 |

③地域での見守り活動の充実（再掲）

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 地域での見守り活動の充実 | ・孤立や引きこもり等によりサービスを受けることが困難な人たちに対し、見守り活動などを行う地域福祉活動を支援します。 |

④新しい助け合い活動の検討

| 事業名 | 内容 |
|------------------|---|
| 新しい助け合い活動の検討（新規） | ・市民相互の助け合い活動である「地域通貨（エコマネー）」や「コミュニティファンド」の活用など、新しい手法による福祉活動の検討や研究を進め、多様な福祉活動の推進を図ります。 |

(2) パートナーシップの推進

地域福祉の推進にあたっては、各機関が協働して支援活動を進める必要があります。それぞれの機関や団体の資源やサービスが有効に機能するように、パートナーシップの推進を図ります。

①NPO等市民活動団体との連携による地域福祉の拡充

| 事業名 | 内容 |
|----------|--|
| 関係団体との連携 | ・市民グループや自治会などが自主的に取り組む福祉活動などを支援して、その充実を図るとともに、NPOと連携した福祉事業を推進し、地域福祉の拡充を図ります。 |

②社会福祉協議会との連携

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 地域福祉活動推進事業への支援 | ・社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する、地域福祉活動計画の実現を支援します。 ・社会福祉協議会が進めている福祉協力員の育成を支援します。 |
| 小地域活動の推進 | ・町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの活動を推進します。 |

③民間活力の活用による福祉サービスの確保

| 事業名 | 内容 |
|---------|--|
| 民間活力の活用 | ・民間事業者が進める福祉サービスを積極的に活用するとともに、社会福祉法人などの健全な運営を支援し、安定的、効率的なサービス提供体制を確保します。 |

④福祉施設と地域の連携推進

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 地域との連携の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・各種福祉団体や福祉施設の地域との交流を促進します。 ・保育所や在宅介護支援センターなど、民間を含めた福祉施設・機関が、地域の自主的な福祉活動に対して情報提供、相談事業を行うなど地域との連携を促進します。 |

⑤福祉活動拠点の拡充

| 事業名 | 内容 |
|---------|---|
| 活動拠点の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化センターや公民館などの活用をさらに進め、福祉活動グループの拠点づくりを推進します。 ・小中学校、高等学校、大学などの施設が、福祉活動の場として活用できるよう関係機関に要請します。 |

(3) 防災・防犯のまちづくりの推進

ひとり暮らしの高齢者や重度の障害者など、日常生活のなかで手助けを必要とする人たちが、災害時なども安心して生活できるように、支援体制の整備を図ります。

また、ひとり暮らしや、高齢者世帯を狙った詐欺や空き巣などの犯罪から守るため、防犯対策の強化を図ります。

①災害時要援護者支援

| 事業名 | 内容 |
|------------------------|--|
| 災害時要援護者支援体制の整備 (新規) | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯、障害のある人等、災害時に支援の必要な方を把握するため、名簿を作成し、緊急時に必要に応じて活用できるように整備します。 ・平常時から要援護者と接している社会福祉協議会、民生委員、ケアマネジャー、介護職員等の福祉サービス提供者、障害者団体等の福祉関係者と連携を図り、要援護者の情報の共有化や災害時の支援活動に向けた体制の整備を図ります。 |

②災害時のバリアフリー

| 事業名 | 内容 |
|------------------------|--|
| 災害時の情報提供の充実 (新規) | <ul style="list-style-type: none"> ・災害等による避難が長引いた場合など、必要とする情報が的確に伝わるように、情報提供のあり方を検証し充実を図ります。 |
| 避難ルート及び避難場所の検証 (新規) | <ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に避難所を利用できるよう、公民館や体育館、学校など避難場所となる建物やそのルートのバリアフリー化に関する検証を行います。 |

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|--|
| セーフティマップの作成 (新規) | ・災害時に、生命維持に必要な水場やトイレ、休息場所、通信機器等、帰宅ルートが把握できるような地図をセーフティマップとして作成します。 |

③自治会組織・施設との防災協定

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 自治会組織・施設との防災協定 | ・災害時において要援護者のための避難施設として、自治会組織を活用し、施設等を利用できる体制を整備し、要援護者の安心できる生活環境を確保します。 |

④防犯対策の強化

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 防犯意識の向上 | ・詐欺や窃盗などの被害から守るため、生活者自身の防犯意識を高める啓発活動の充実を図るとともに、地域の自主防犯意識の啓発活動や支援活動の充実を図ります。 |
| 犯罪に関する情報提供の充実 | ・詐欺や窃盗などの被害から守るため、横行している犯罪について情報提供の充実を図ります。 |
| 声かけ隊の組織化支援 | ・町内会や自治会などの単位で見守りの必要な市民に定期的に声をかけてパトロールするグループの組織化を支援します。 |

目標4 みんなでつくる支えあいのまちづくりをめざして

高齢者や障害のある人だけではなく、さまざまな困難にある市民が支援を求めています。調査によると、ハンディキャップのある人にとって、地域活動に参加する条件として「地域への理解・協力が得られること」を挙げており、地域の人々の協力のもと、支えあいのまちづくりが一層求められています。また、団塊の世代の定年退職により、地域への在住時間が増えてくると予測されています。

市では、「まちにはさまざまな人が住んでおり、さまざまな場面で感じている不自由を理解する必要がある」として心のバリアフリーハンドブックを作成しました。また、段階の世代の知識や技能を活かしながら社会参加・参画を進め、地域活動や福祉サービスの担い手として活動の機会創出や活動を提供あいていきます。さらに、まちのバリアフリー化を進めるとともに、市民の一員として、ソーシャル・インクルージョンの考えのもと、みんなで地域を支えるまちづくりをめざします。

(1) 互いに理解し助け合う福祉意識の醸成（心のバリアフリー）

これからの社会は、互いに理解し助け合うため、高齢者や障害のある人等に対し、理解を深め、偏見や思い込み、決め付けをなくしていくことが求められています。市では、ノーマライゼーションのまちづくりを進めており、今回のアンケート調査でも、心のバリアフリーを進めるために必要なことは、「学校で障害者とともに学習すること等により、子どもたちから自然に接する環境で過ごすこと」、「学校で、車いす体験をしたり、手話等を覚える授業が活発に行われるようになること」が上位にあげられています。このことから、学校生活を通じた青少年期からの取組や地域福祉に生かされるプログラムづくりなどが期待されます。高齢者や障害のある人が困っていること、それを解消するための手伝いや心配り、コミュニケーションができるように、福祉教育や啓発活動等による心のバリアフリーを推進していくことが望まれます。

※心のバリアフリーとは、「意識上の障壁（バリア・妨げているもの）の除去のこと」です。

①福祉意識の醸成

| 事業名 | 内容 |
|--------------------------|---|
| ソーシャル・インクルージョンの普及・促進（新規） | ・さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてソーシャル・インクルージョンの普及に努めます。 |
| ノーマライゼーション理念の普及・促進 | ・さまざまな広報媒体を活用した啓発や福祉教育などを通じてノーマライゼーションの理念の普及に努めます。 |

②福祉教育・啓発活動の推進

| 事業名 | 内容 |
|--------------|--|
| 福祉教育・啓発活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・小・中学校での福祉教育やボランティア体験、一般市民への福祉啓発活動事業として疑似体験を活用するなど、活動の充実を図ります。 ・市の広報やケーブルテレビなどを活用して、福祉啓発活動を推進します。 |

③福祉・健康まつりの拡充

| 事業名 | 内容 |
|-------------|--|
| 福祉・健康まつりの拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・多様な団体の参加を促進するとともに、より多くの市民が参加する福祉・健康まつりを目指して拡充を図ります。 |

(2) 地域福祉活動の促進

地域の実情にあった支えあいのまちづくりを実現するためには、地域に住む一人ひとりがそれぞれにあった活動に参加し、活動を展開していくことが求められます。市では、できるだけ多くの地域で支えあい活動が活発化するように活動の支援や、活動や交流、啓発の場を提供するなど、地域福祉活動の促進を図ります。

①文化センター圏域を活用した福祉活動の推進

| 事業名 | 内容 |
|----------------------|--|
| 文化センター圏域を活用した福祉活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・文化センターを活用して、圏域で進められる福祉活動の発表の場・機会を提供するほか、生きがい活動の学習、交流事業など、多様な福祉活動の推進を図ります。 |

②交流活動の支援充実

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 交流活動支援の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・さまざまな市民が日常的に気軽に交流できるように、文化センター以外の交流の場の確保や活動に対する支援を充実します。 |

③福祉活動推進支援事業の推進

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 福祉活動推進支援事業の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ひとり暮らし高齢者に対する見守り活動、障害のある人への日常的な支援活動など、地域の実情に応じた自主的な支えあい活動、福祉ボランティア活動を支援し、支えあいのまちづくりを推進します。 |

④社会福祉協議会との連携（再掲）

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 地域福祉活動推進事業への支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉協議会が市民の参加を得て策定する、地域福祉活動計画の実現を支援します。 ・社会福祉協議会が進めている福祉協力員の育成を支援します。 |
| 小地域活動の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・町内会や自治会など生活圏において、支援を必要とする人への見守りや助け合いなどの活動を推進します。 |

(3) 社会参加の促進

多くの市民は教育、文化、スポーツ、社会福祉などの分野で多様な活動を行っており、その活動への参加は、地域でいきいきとした生活を送る上で大切な要因となっています。また団塊の世代の定年退職により、職場から地域への移行が促進されます。市では、団塊の世代に対応した市民活動を支援するため、参加を促す情報提供や相談体制の充実を図るとともに、市内に点在している施設等を活用した社会参加の場と機会の提供に一層努めます。

①団塊の世代の地域参加の促進

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 団塊の世代の地域参加の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・定年退職した団塊の世代の知識や経験が、地域で活用できる機会の創出や活動の場の提供をしていきます。 |

②ボランティア活動を通じた生きがいの促進

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|---|
| ボランティア活動を通じた生きがいの促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・市、社会福祉協議会が連携して、市民の知識や経験が活用できるボランティア活動の場を拡充します。 ・さまざまな活動を発表、紹介する場を設け、活動内容の拡充を図ります。 |
| 生涯現役推進の仕組み（新規） | <ul style="list-style-type: none"> ・市民の知識や経験が活用できるボランティア活動の場を拡充する仕組みを構築します。 |

③商店会との連携による福祉のまちづくり

| 事業名 | 内容 |
|---------|--|
| 商店会との連携 | <ul style="list-style-type: none"> ・商店会の協力を得て、空き店舗などを活用した障害者団体などの製品販売や展示の場、市民が気軽に立ち寄れる場を設置して、社会参加・交流を促進します。 |

④就業機会の拡大

| 事業名 | 内容 |
|---------|--|
| 就業機会の拡大 | <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者の持つ豊富な知識や経験を活かせるよう、シルバー人材センターと連携し、社会参加の機会を拡大します。 ・生活指導や作業指導などにより、障害のある人の自立に向けた支援を推進します。 |

⑤相談窓口の連携強化（再掲）

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 相談窓口の連携強化（再掲） | <ul style="list-style-type: none"> ・福祉総合相談窓口機能の拡充とあわせて、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、子ども家庭支援センターなどの相談窓口間の連携を強化します。 ・身近な相談窓口として、民生委員などの地域の福祉人材と連携した相談体制の整備を進めます。 |

（４）多様な人材の育成・確保

地域福祉の推進において、サービスや支援を担う人材の育成と確保は極めて重要な課題です。

質の高いサービスの提供や支援に向けて、専門的な福祉事従事者のみならず、サービスの提供を担う人や、地域活動を支える人、サービスをコーディネートする人など専門的な知識や技術をもった人材の育成と確保が求められます。

①専門的な人材確保

| 事業名 | 内容 |
|-----------|---|
| 専門的な人材の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・府中ボランティアセンターを活用し、地域の課題を全体的に捉え、福祉活動に参加していくボランティアコーディネーターなど、専門的知識を持った人材を育成します。 |

②多様な福祉人材の育成・確保

| 事業名 | 内容 |
|----------------------|--|
| 多様な福祉人材の育成・確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・幅広い年齢層の参加を促すよう努め、特に定年退職者や子育て経験者の経験や知識・技術を社会的財産として尊重し、その効果的な活用を図ります。 |
| 地域コーディネーター（コミュニティ・ソー | <ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの状況に応じて必要な支援を組み合わせ提供できるように、福祉サービス全般に精通したコーディネーター（コ |

| | |
|--------------------|-------------------------------|
| シャルワーカー)の育成・配置(新規) | コミュニティ・ソーシャルワーカー)の育成・配置を図ります。 |
|--------------------|-------------------------------|

③ボランティアセンター事業の拡充

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|---|
| ボランティアセンター事業の拡充 | <ul style="list-style-type: none"> ・登録ボランティアに対して実施しているフォローアップ講座を充実します。 ・幅広い年齢層の参加促進に努め、特に定年退職者や子育て、介護経験のある人の知識や経験を活用するシステムを充実します。 ・ボランティアコーディネーターなど、幅広い人材の確保に努めボランティア活動の充実に努めます。 |

目標5 福祉のまちづくりをめざして（物理的なバリアフリー）

まちには、生活する上で、建築物や道路、交通面等ハード面のさまざまなバリア（障壁・妨げているもの）が存在しています。

近年新築された施設はバリアフリーに整備され、市民の至便に享受していますが、福祉のまちづくり条例の施行以前の施設は、まだまだバリアフリー化が進んでいません。子ども連れ、高齢者、障害のある人等が利用しやすい施設を提供していく必要があります。

自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画するには移動しやすい環境整備が求められています。主に移動弱者といわれる子どもづれ、高齢者、障害のある人等のスムーズな移動を支援することを推進することが必要です。

これからは、福祉のまちづくり条例に基づき、良好な生活環境を実現し、市民の主体的な参加・参画による、利用しやすく移動しやすいまちにするために、バリアをなくし、府中市での生活を享受できるように、またバリアを意識しないで暮らせる福祉のまちづくりを推進することが望まれます。

※ バリアフリーという言葉は、もともと物理的なバリアフリーを指し、暮らす上で妨げになる建物内にあるバリア（障壁・妨げになっているもの）を除去（取り除く）という意味で、建築用語で使われ始めたものです。ここでは幅広く、まちや建物、交通機関関係での移動の確保や段差解消を指します。

（1）移動ルートの確保

通学や通院、通勤、買い物、生きがい・健康づくり活動への参加などのため、市民が利用する移動ルートについて、市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び事業計画を策定し、移動に関するバリアフリーを推進しています。市民が利用する公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害のある人の利用が多い施設があります。市民の積極的な社会参加を促すため、点（建物）から線（道路・歩道等）へ、線から面（広場・商店街・地域・市域等）へバリアフリーを推進し、移動ルートを確保していくことが、ますます求められています。

①特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの整備促進

| 事業名 | 内容 |
|----------------------------|---|
| 特定経路、準特定経路、散歩道・買い物ルートの重点整備 | ・市民が日常利用する歩道、散歩道、買い物ルートに当たる通路等をバリアフリー化すべき道路として重点的に整備し、移動ルートを確保していきます。 |

②バリアフリーマップの見直し・充実

| 事業名 | 内容 |
|------------------|--|
| バリアフリーマップの見直し・充実 | ・平成18年に作成したバリアフリーマップを見直し、バリアフリー化の状況にそってマップを改訂していきます。 |

(2) 施設

市民が生活するうえで利用する施設として、公共施設、学校、公園・水辺、住宅、民間建築物などがあります。これらの施設を使いやすく移動しやすくすることが求められています。

ア 公共施設

公共施設のうち、府中駅、府中本町駅、分倍河原駅、東府中駅、中河原駅の徒歩圏内に、高齢者や障害のある人等の利用が多い施設があります。既存公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、新規の公共施設のバリアフリー整備の推進が求められます。

①だれでもトイレの整備拡充

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| だれでもトイレの整備拡充 | ・高齢者、障害のある人等の行動範囲を広げるため、「だれでもトイレ」を整備拡充していきます。 |

②施設のバリアフリー化推進

| 事業名 | 内容 |
|------------------|---------------------------------------|
| 既存施設のバリアフリー化推進 | ・バリアフリー化が進んでいない既存施設のバリアフリー化を推進していきます。 |
| 公共駐車場のバリアフリー化促進 | ・公共駐車場のバリアフリー化を促進し、車いす利用者の利便に寄与します。 |
| 新たな公共施設のバリアフリー整備 | ・公共施設を新築する場合、バリアフリーな施設整備をめざします。 |

イ 学校

市が進めるノーマライゼーションの考えに基づき、誰もが利用できる教育施設が必要です。そのため、既存の教育施設のバリアフリー化が課題です。

①トイレのバリアフリー化促進

| 事業名 | 内容 |
|---------------|--|
| トイレのバリアフリー化促進 | ・児童・生徒が利用しやすいように、学校のトイレのバリアフリー化を促進します。 |

②エレベーターの設置

| 事業名 | 内容 |
|-------------------|---|
| エレベーターの設置 (新規) | ・障害児(者)や車いす利用児(者)の移動を支援するため、エレベーターの設置を推進していきます。 |

ウ 公園

市民誰もが、使いやすく楽しく利用できる公園や緑道、水辺が必要です。そのため、移動空間は歩きやすい仕上げの採用や段差をなくし、手すりなど歩くことを支えるものや、疲れたら休息できるベンチや東屋などを整備し、さまざまな市民が楽しく居心地よく利用できる公園や緑道、水辺を提供していきます。

①トイレのバリアフリー化拡充

| 事業名 | 内容 |
|---------------|-------------------------------------|
| トイレのバリアフリー化拡充 | ・だれでも利用できるようにトイレのバリアフリー化を順次進めていきます。 |

②ベンチ設置の拡充

| 事業名 | 内容 |
|----------|--|
| ベンチ設置の拡充 | ・公園や河川ぞいの散策路や通路脇にだれでも休めるベンチを設置し、移動しながら自然や環境を楽しめるように計画していきます。 |

③歩行空間の設備充実

| 事業名 | 内容 |
|--------------|---|
| 歩行空間の段差解消の推進 | ・水や生物にも触れることができるように、転倒・転落防止のための階段のスロープ化や園路や通路の付け替えなどに取り組み、歩行空間の段差解消を推進していきます。 |

エ 住宅

第2次府中市住宅マスタープランの基本方針の1つに「だれもが将来にわたり定住可能な住まいづくり」を掲げ、「福祉との連携による高齢者や障害者の居住安定の支援」として、バリアフリーの意識啓発や高齢者や障害のある人に配慮した住宅整備への支援、住宅の整備などの施策を展開しています。今後、高齢社会の進展が見込まれるため、高齢者や障害のある人に配慮した公的住宅の整備や改修助成がますます必要です。

①高齢者・障害者住宅の整備・確保

| 事業名 | 内容 |
|-----------------|--|
| 高齢者・障害者住宅の整備・確保 | ・高齢者や障害のある人の居住安定支援のため、高齢者や障害のある人に配慮した住宅整備への支援や住宅を整備していきます。 |

②住宅改修の支援充実

| 事業名 | 内容 |
|------------|--|
| 住宅改修費助成の拡充 | ・高齢者や障害のある人の継続した生活を支援するため、住宅のバリアフリー化改修費の助成を拡充していきます。 |

オ 民間建築物

規模の大小を問わず、市民が利用する民間建築物のバリアフリー化が必要です。バリアフリー化への整備に向け、基準となる条例や整備指針の普及・啓発や、今後の計画的な整備に向けて、整備の現状把握が必要です。

①バリアフリー整備状況調査の実施

| 事業名 | 内容 |
|-------------------------|--|
| バリアフリー整備状況調査の実施 (新規) | ・商業施設など民間建築物のバリアフリー整備状況を把握するため、実態調査を実施します。 |

②福祉的環境の整備の推進

| 事業名 | 内容 |
|-------------|--|
| 福祉的環境の整備の推進 | ・小規模店舗、診療所等のバリアフリー化を推進するため、改修費の助成を継続します。 |

(3) 交通

自己実現のため、地域や社会との交流、参加・参画するには移動空間の確保が重要です。子どもづれや妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方がスムーズに移動できるように、市は、府中市交通バリアフリー基本構想及び整備指針を策定し、重点整備地区を設定してJR東日本、京王電鉄、京王電鉄バスなどの公共交通事業者と連携して協議しながらユニバーサルデザインの考えのもと、バリアフリーを推進しています。

①交通事業者と連携強化

| 事業名 | 内容 |
|----------------|---|
| 交通事業者と連携強化 | ・子どもづれや妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の利便に寄与するため、駅舎や駅構内の整備等、交通事業者との連携を強化します。 |
| バス停や駅前広場の整備・拡充 | ・子どもづれや妊婦、高齢者、障害のある人など移動の困難な方の利便に寄与するため、バス停や、駅前広場を整備・拡充していきます。 |
| 福祉移送の支援 | ・高齢者、障害のある人など異動の困難な人の利便に寄与するため、交通事業者やNPO団体と連携した福祉移送を支援します。 |
| コミュニティバスの充実 | ・コミュニティバスである「ちゅうバス」の利用は増加しており、高齢社会の市民の足として、充実していきます。 |

②駐輪場の整備拡充

| 事業名 | 内容 |
|------------------------|--|
| 駐輪場の整備拡充 | ・駅前や公共施設、公園等に必要な駐輪場を整備拡充していきます。 |
| 駐輪場の利用マナー普及・啓発 (新規) | ・利用者が、安全に安心して駐輪場を利用できるように、駐輪場での利用マナーの普及・啓発に努めます。 |

(4) サイン

まちのバリアフリーについては、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

市の取組として、ユニバーサルデザインガイドライン(平成19年)が示され、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。こうしたことからサインは、物事を示すものとして重要です。今後は、さまざまな人にわかりやすいサインを提供していくことが必要です。

①サイン整備の拡充

| 事業名 | 内容 |
|---------------|---|
| 公共施設のサイン整備の拡充 | ・公共施設はさまざまな市民が利用するため、(仮)カラーバリアフリーガイドラインにそった、見えやすい、わかりやすいサインを整備拡充していきます。 |
| 音声サインの拡充 | ・聴覚障害者の安全性、利便性を確保するため、音声によるサインの整備を拡充していきます。 |

②まちのサイン調査の実施

| 事業名 | 内容 |
|---------------------|--|
| まちのサイン調査の実施 (新規) | ・まちなかのサインの現状を把握し、さまざまな市民に見えやすく、わかりやすいサインとするため、調査を実施していきます。 |

③カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)

| 事業名 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲) (新規) | ・高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。 |

(5) 案内・誘導

まちのバリアフリーについては、案内やサインなどのソフト面では整備が途上であると認識されていることが調査で明らかになりました。

市の取組として、ユニバーサルデザインガイドライン(平成19年)が示され、「福祉のまちづくり条例」では、ハード面とソフト面の連携として「情報のバリアフリー」などについても言及しています。スムーズな移動を支援するものとして案内・誘導は、重要です。今後は、さまざまな人に使いやすいわかりやすい案内・誘導を促す取組が必要です。

①ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底

| 事業名 | 内容 |
|-----------------------|--|
| ユニバーサルデザインガイドラインの周知徹底 | ・スムーズな移動を支援するため、ユニバーサルデザインガイドラインを市民や職員等関係者に周知徹底していきます。 |

②点字ブロックの整備状況調査

| 事業名 | 内容 |
|-----------------------|--------------------------------------|
| 点字ブロックの整備状況調査 (新規) | ・市内の点字ブロックの整備状況を把握するため、整備状況調査を実施します。 |

③音声案内装置の普及

| 事業名 | 内容 |
|-----------|--|
| 音声案内装置の普及 | ・聴覚障害者の安全性や利便性のため、音声誘導案内や信号機等の装置を普及していきます。 |

④カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲)

| 事業名 | 内容 |
|--------------------------------|--|
| カラーバリアフリーガイドラインの作成(再掲) (新規) | ・高齢者や視覚障害者・色覚障害者の情報提供に寄与するため、障害や、障害に応じた色彩やデザインを把握し、わかりやすい理解しやすい表現等を記載したガイドラインを作成します。 |

第5章 計画の推進体制

第5章 計画の推進体制

社会情勢や経済状況の変化、法制度の動向など、福祉を取り巻く状況はこれからもさらに変わっていくことが予想されます。

府中市では、こうした状況をふまえ市民の福祉ニーズに対応するとともに、市民自らが福祉の担い手となって関係機関や事業者、行政とも協働し、福祉を通して豊かな地域社会のあり方を考え、実践していくために、計画の推進体制を充実するとともに、継続的な計画評価と見直しを行います。

1 地域に密着した福祉の展開

これからの福祉の方向性として、地域の中でサービスの受け手と担い手が協働できること、そのためには地域で分野横断的な相談やサービスが展開され、小規模だが多機能なサービスが展開され、地域密着性が高いことが重要となってきます。

そうした福祉が実現されるよう、府中市の福祉が歩んできた歴史をふまえながら、既存の活動、拠点の見直しを行い、新しい仕組みや活動を具体化させていきます。

そのためには、今回策定した圏域ごとに社会福祉協議会等とも連携しながら、実施計画等の立案と推進方法、担い手の育成、市民参加のあり方、拠点の整備なども検討します。

2 市民等との協働による推進

計画を推進するにあたっては、「自助・共助・公助」の考えのもと、市民、関連機関、事業者、市のそれぞれの役割を明確にし、連携しながら推進していきます。

(1) 市民の「自助」を支援するための情報、相談体制の充実

市民がどのような状況にあっても自分らしく自立（自律）し、いきいきと暮らしていけるような、あるいは障害を予防できるよう、市民自らの取組に対する情報や相談体制を充実します。そのためには、市民のニーズを把握しながら、活動の手助けとなる様々な情報等の提供を行います。

(2) ともに支え合い、助け合う「共助」の仕組みづくり

地域の中で、ともに支え合い、助け合うための「共助」の仕組みをつくります。そのためには、意見の交換や、情報を共有する場を充実し、「みんなで作る人にやさしい、まちづくり」の実現に向けて、市民、関連機関、事業者、市と連携していきます。

(3) 「公助」のためのサービス基盤の充実

各種のフォーマルなサービスについては、さらなる基盤整備を進め、事業者の育成、人材確保等を展開します。

3 横断的な庁内推進体制の整備

生活課題や福祉課題はいつそう複雑化しており、解決に向けた取組も、総合的な対応が求められてきています。

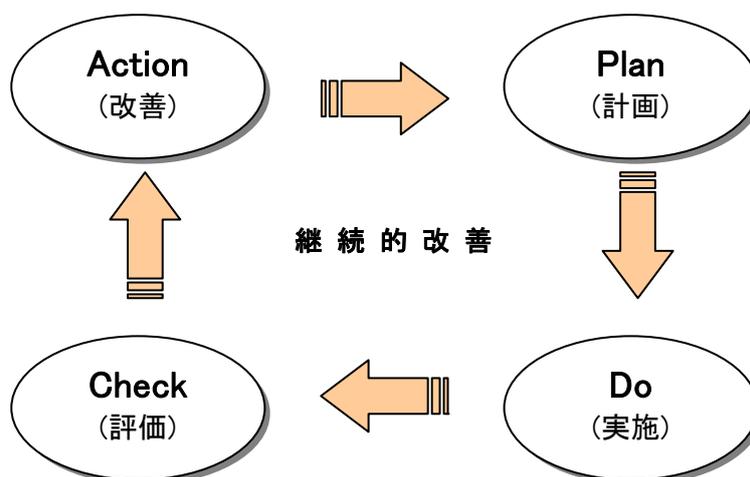
そのため福祉計画の策定にあたっては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進協議会、障害者計画・障害福祉計画推進協議会、次世代育成支援行動計画推進協議会、福祉のまちづくり推進審議会を継続していくこととあわせ、庁内の推進体制も継続的に展開していくことが重要です。

さらには福祉分野のみならず、住宅・まちづくり分野も含めた横断的な組織をつくります。計画推進体制としてのみならず、プロジェクトチームとして地域住民のニーズを横断的に捉え、問題意識を醸成し、検討の場をつくり、さまざまな出会いの場を支援し、事業を具体化していく推進体制が必要です。

4 PDCA サイクルの仕組みの構築

各推進協議会では、委員の市民参加も得ながら、中立的、客観的な視点に立って、計画を評価を行います。府中市では、総合計画で「PDCA サイクル (Plan・Do・Check・Action)」の仕組みを構築することとなっていますが、福祉計画においても市民と協働しながら施策・事業の「計画⇒実施⇒評価⇒改善」を一体的に推進します。

<「PDCA サイクル」の仕組み>



5 活動財源の確保

福祉推進のためには、様々な活動を支える地域福祉人材養成研修、先駆的な住民活動団体への助成など、支援のための財源の確保は重要です。

今後は市民の提案を受けて協働で問題解決をしていくための提案型助成のあり方も含め、活動財源の確保策を検討します。

6 東京都や国への要望

府中市ではこれまでも、近隣市長会等とも連携して国に対する働きかけを行ってきました。

今後も引き続き、福祉の円滑な推進に向けて、東京都や国に対して積極的に提言、働きかけを行っていきます。

参考資料

参考資料

1 府中市福祉のまちづくり推進審議会・同小委員会

(1) 委員名簿

| | 氏名 | 所属 |
|---|-------|--------------------------------------|
| | 井口 直樹 | 公募市民 ※ |
| | 上野 広美 | 社会福祉法人 多摩同胞会 信愛泉苑 事務長 |
| | 加藤 良三 | 府中視覚障害者福祉協会 会長 |
| | 小嶋 澄子 | 府中市聴覚障害者協会 情報文化部長 |
| | 小松 貞春 | 府中市自治会連合会 福祉対策部長 |
| | 島中 弘 | 府中市医師会 |
| | 下條 輝雄 | 府中市身体障害者福祉協会 会長 |
| ○ | 鷹野 吉章 | 特定非営利活動法人日本地域福祉研究所 理事・研究員・事務局次長 ※ |
| | 津田 朱實 | 府中市民生委員児童委員協議会 第3地区 副会長 |
| | 堤 薫 | むさし府中商工会議所 専務理事 |
| | 長島トヨ | 老人クラブ連合会 女性部長 |
| | 林 静枝 | 公募市民 |
| | 村越ひろみ | 市立小中学校PTA連合会 |
| | 山村 一生 | 府中市社会福祉協議会 在宅福祉部次長 ※ |
| ◎ | 和田 光一 | 創価大学文学部社会学専修 教授※ |

◎委員長、○副委員長 ※小委員会委員(敬称略)

(2) 検討経過

① 府中市福祉のまちづくり推進審議会

| 開催日時 | 検討内容 | 資料 |
|------|------|----|
|------|------|----|

| | | |
|-----------------------|--|--|
| <p>平成19年度 第1回</p> | <p>1.開会 2.委嘱状交付 3.あいさつ 4.委員紹介 5.事務局紹介 6.議題 (1)正副会長選任 7.報告 (1)福祉のまちづくり条例について (2)平成18年度福祉のまちづくりに関する実績について (3)福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて (4)府中市福祉計画・地域福祉計画について (5)府中市都市計画に関する基本的な方針について (6)その他 5.閉会</p> | <p>1.福祉のまちづくり条例について 2.平成18年度福祉のまちづくりに関する実績 3.福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて 4.府中市福祉計画・地域福祉計画について 5.府中市都市計画に関する基本的な方針について</p> |
|-----------------------|--|--|

| 開催日時 | 検討内容 | 資料 |
|---|--|---|
| <p>第2回 平成19年 7月20日(金) 午後1時半～</p> | <p>1.開会 2.報告 (1)平成18年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について (2)平成17年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について (3)府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて (4)前回審議会の報告事項について 3.議題 (1)議事録の公開方法について (2)府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について 4.その他 ・第3回及び第4回審議会開催日時 5.閉会</p> | <p>1.平成18年度府中市交通バリアフリー特定事業計画の実施について 2.平成17年度中高層建築物に係る指導実績及び完了確認について 3.府中市福祉のまちづくりユニバーサルデザインガイドラインについて 4.前回審議会の報告事項について 5.議事録の公開方法について 6.府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について</p> |
| <p>第3回 平成19年 8月28日(火) 午前10時～</p> | <p>1.開会 2.議題 (1)第2回福祉のまちづくり推進協議会議事録の確認 (2)府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査項目について 3.その他 4.閉会</p> | <p>1.第2回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2.地域福祉計画・調査票へのご意見 3.府中市福祉計画(地域福祉)調査(案) 4.地域福祉計画アンケート調査項目一覧</p> |
| <p>第4回 平成20年 2月14日(木) 午前10時～</p> | <p>1.開会 2.議題 (1)府中市福祉のまちづくり推進協議会スケジュールについて (2)府中市福祉計画改訂に係るアンケート調査結果等について (3)その他 ・第3回福祉のまちづくり推進協議会議事録の公開について ・平成20年度第1回審議会日程 3.その他 4.閉会</p> | <p>1.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール(案) 2.「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし(案) 3.府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況(案) 4.府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要 5.府中市福祉計画(地域福祉)調査報告書(案)</p> |
| <p>平成20年度 第1回</p> | <p>1.開会 2.議題</p> | <p>1.第4回福祉のまちづくり推進協議会議事録</p> |

| | | |
|---|---|--|
| <p>平成 20 年 5 月 15 日(木) 午前 10 時～</p> | <p>(1)会議録の確認について (2)府中市福祉計画調査報告書について (3)府中市地域福祉計画の素案の検討について (4)その他 3.閉会</p> | <p>2. 府中市福祉計画改訂スケジュール（案）（平成 19 年度～20 年度） 3.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案） 4.府中市福祉計画調査からみた課題 5.府中市地域福祉計画の考え方と施策の方向について素案</p> |
|---|---|--|

| 開催日時 | 検討内容 | 資料 |
|---|---|--|
| <p>平成 20 年度 第 2 回 平成 20 年 7 月 17 日(木) 午前 10 時～</p> | <p>1.開会 2.議題 (1)会議録の確認について (2)府中市地域福祉計画の素案の検討について (3)パブリックコメントについて 3.閉会</p> | <p>1.第 4 回福祉のまちづくり推進協議会議事録 2.府中市福祉計画・地域福祉計画の考え方と施策の方向について 素案</p> |

② 府中市福祉のまちづくり推進審議会小委員会

| 開催日時 | 検討内容 | 資料 |
|--|---|---|
| <p>第 1 回 平成 20 年 1 月 31 日(木) 午前 10 時～</p> | <p>1.開会 2.議題 (1)府中市福祉のまちづくり推進計画について (2)その他 ア 次回の予定について 3.閉会</p> | <p>1.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案） 2.「府中市福祉のまちづくり推進計画」のあらまし（案） 3.府中市における「地域福祉・福祉のまちづくり」に関する現況(案) 4.府中市福祉計画(地域福祉)調査結果の概要</p> |
| <p>第 2 回 平成 20 年 3 月 28 日(金) 午前 10 時～</p> | <p>1.開会 2.議題 (1)府中市福祉のまちづくり推進計画について (2)その他 3.閉会</p> | <p>1.府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画策定スケジュール（案） 2.「府中市福祉のまちづくり推進計画」の構成（案） 3.地域福祉計画・福祉のまちづくり計画に関する他分野計画との関係について 4.基本目標（案）</p> |

| 開催日時 | 検討内容 | 資料 |
|---|---|-----------------------------------|
| 第3回 平成20年 7月3日(木) 午前10時～ | 1.開会 2.議題 (1)府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画 について (2)その他 3.閉会 | 1..「府中市地域福祉計画・福祉のまちづくり推進計画」の構成(案) |